

肝属地区陸上競技協会規約

第 1 章 総 則

- 第1条 本協会は、肝属地区陸上競技協会という。
- 第2条 本協会は、地区内における陸上競技に関するすべてを総括し、かつこれを代表する団体であつて、事務所を理事長宅に置く。
- 第3条 本協会は、鹿児島陸上競技協会に肝属地区を代表して加盟する。
- 第4条 本協会は、陸上競技の普及と体育文化の向上に寄与することを目的とする。
- 第5条 本協会は、その目的を達成するために、次の事業を行う。
1. 陸上競技に関する行事を企画立案し、運営に当たり技術指導を行う。
 2. 各種競技会の主催、主管、協力を行う。
 3. 地区内における陸上競技の普及と競技力の向上に努める。
 4. 地区内の競技者、審判員の申請、事務手続きを行う。
- 第6条 本協会は、2市4町を代表する陸上競技団体（以下加盟団体という）及びクラブをもって組織する。

第 2 章 役 員

- 第7条 本協会には、次の役員を置く。
1. 会長 1名
 2. 副会長 1名
 3. 常務理事 5名（理事長1・副理事長1・専門部長3）
 4. 参与 若干名
 5. 代表委員 9名
 6. 監事 2名
- 第8条 会長・副会長は、理事会の推薦により総会で承認を受ける。承認されなかつた場合は、総会で選出する。会長は、本協会を総括代表する。副会長は、会長を補佐し、会長が執務できない場合はそれを代理する。会長・副会長は理事となる。

第9条 理事は、本協会の一般会務に携わる。理事は互選により理事長・副理事長を推薦する。理事長・副理事長は、常務理事となる。

第10条 参与は、本協会の功労者の中から理事会の承認を得て、会長が委嘱する。本協会の機関会議に出席できる。

第11条 代表委員は、次の地区より選出された者と、県民体育大会・地区対抗女子駅伝大会・県下一周駅伝大会肝属チームの監督とし、理事の資格を有する。

- | | | |
|--------|---------|---------|
| 1. 鹿屋市 | 2. 垂水市 | 3. 肝付町 |
| 4. 錦江町 | 5. 南大隅町 | 6. 東串良町 |

第12条 (任期) 会長・副会長・常務理事・代表委員の任期は2年とする。
再任を妨げない。

第13条 (監事) 監査人は、会長が委嘱し任期は2年とする。再任を妨げない。

第三章 機関

第14条 総会は、本協会の最高決議機関とする。

第15条 機関は本協会に次の機関を置く。

1. 常務理事会 2. 理事会 3. 専門部会 4. その他

第16条 常務理事会は、次のメンバーで構成する。

1. 会長 2. 副会長 3. 理事長 4. 副理事長 5. 専門部長

第17条 理事会は、本協会総会において決議された事項の執行機関として業務の推進に携わる。理事会は、会長が招集する。

第18条 本協会に次の専門部を置く。専門部長は、会長が委嘱する。専門部長の任期は2年とし、再任を妨げない。専門部長は、常務理事となる。

第19条 専門部の業務は、主として次の業務を行う。

1. 総務審判部
 - ・ 理事会・総会の企画運営
 - ・ 各種大会の企画運営

- ・ 各部との連絡調整
 - ・ 予算の立案・執行
 - ・ 各種大会の審判委嘱
 - ・ 審判員の昇格事務
 - ・ 審判講習の運営
2. 強化普及部
- ・ 選手の発掘と指導
 - ・ 地区代表選手の強化指導
 - ・ 陸上競技教室等の企画運営
 - ・ 小中学生の充実と指導者の育成
3. 施設部
- ・ 用器具の整備と充実
 - ・ 大会会場・コースの点検・整備

第 4 章 財 務

第20条 本協会の会員登録料は継続会員2,000円、新規会員1,000円とする。

第21条 本協会の会計年度は、4月から3月までとする。

附 則

第13条の改正は平成29年4月1日から施行する。

第7条、第11条の改正は平成27年4月1日から施行する。

第20条の改正は平成28年度会員登録料から適用する。

(平成27年3月14日総会で可決)

本規約の改正は、理事会において発議し、総会において改正できる。

本規約の施行期日は、平成15年4月1日より効力を生ずる。

総会での申し合わせ事項

県民体育大会 県下一周駅伝 地区対抗女子駅伝の監督は本人から

辞退の申し出がない限り 4 年間継続する。4 年経過後は総会で審議する。(平成 25 年 3 月 9 日の総会で採択)